

令和4年度 安全衛生に関する各種会議用資料（参考配布）

令和4年8月
平塚労働基準監督署
安全衛生課

災害発生状況（全国）

令和3年中に全産業で約14万9千人、うち製造業では約2万8千人（全体の約2割程度を占める）が休業4日以上労働災害に被災している。**業種別（大分類）で見ると製造業が最も多く発生しておりワースト1（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）**である。（ワースト2は商業（2万2千人）、ワースト3は運輸交通業（1万7千人）、ワースト4は建設業（1万6千人）である。）

平塚労働基準監督署管内における労働災害発生状況（休業4日以上死傷者数 速報値）

令和3年 労働災害発生状況

全産業 558人（死亡0人）（前年同期456人（うち死亡2人））前年比+22.4%

新型コロナウイルス関連の労働者死傷病報告受理数 令和3年中 51人

業種	人数	前年比
全産業のうち製造業	91人	+6人 (-7.1%)
建設業	71人	+20人 (+39.2%)
運輸交通業	80人	+17人 (+27.0%)
貨物取扱業	18人	+10人 (+125.0%)
小売業	79人	+8人 (+11.3%)
社会福祉施設	66人	+13人 (+24.5%)
飲食店	27人	+1人 (+3.8%)

令和4年 労働災害発生状況（令和4年6月末現在）

全産業 302人（死亡0人）（前年同期232人（死亡0人））前年比+30.2%

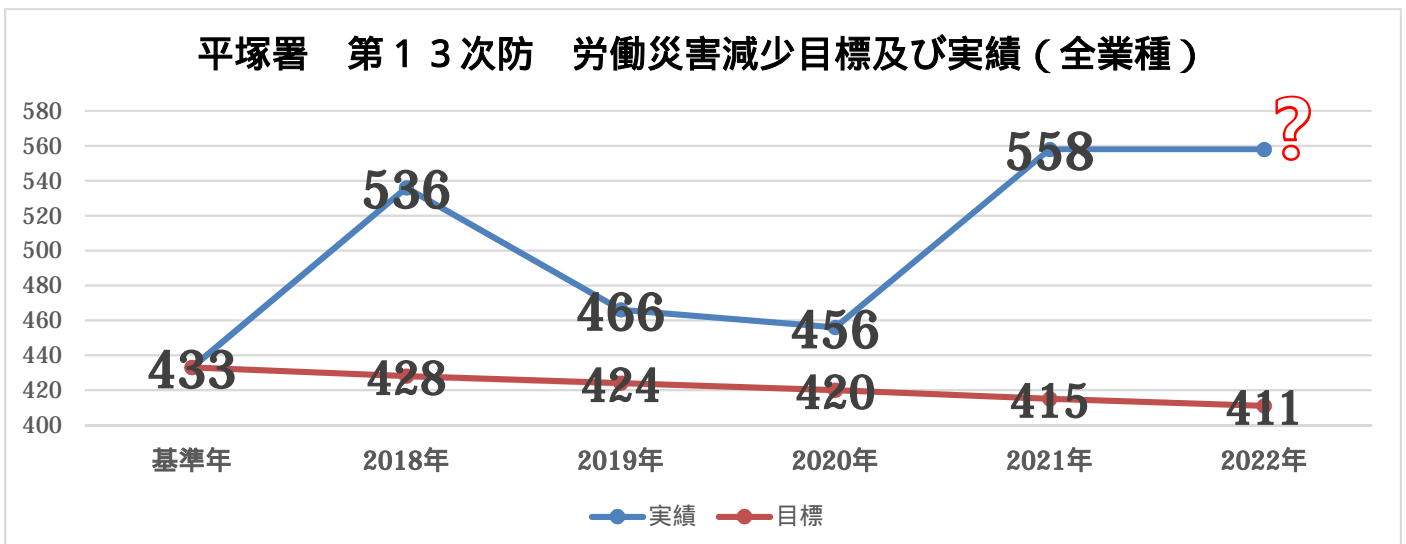
新型コロナウイルス関連の労働者死傷病報告受理数 令和4年1月以降 99人

前年比で労働災害の増加が著しい業種

製造業	47人	（前年比9人増、+23.7%）
保健衛生業	118人	（前年比72人増、+156.5%）
接客娯楽	28人	（前年比13人増、+86.7%）

平塚労働基準監督署の第13次労働災害防止推進計画について

推進計画の期間中に、基準年（平成29年）433人から411人以下までに減少させることを目標としていますが、昨年（令和3年（2021年））の死傷者数は大きく増加しており、目標を達成するには厳しい状況が続いています。

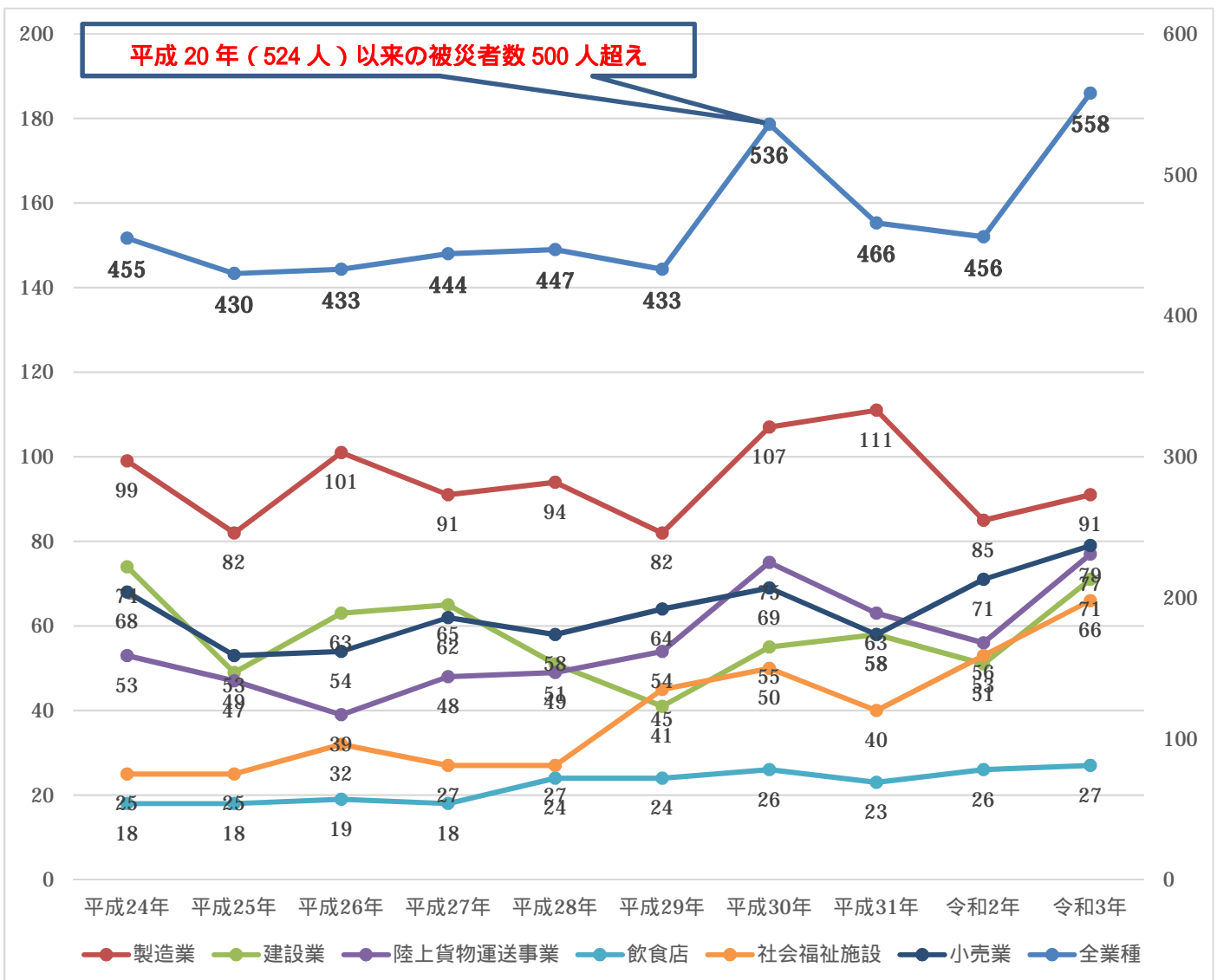


平塚労働基準監督署管内における13次防期間中の労働災害発生状況の推移（休業4日以上）

	13次防基準年 平成29年 確定値	13次防（初年度） 平成30年 確定値	13次防（2年目） 平成31年 確定値	13次防（3年目） 令和2年 確定値	13次防（4年目） 令和3年 確定値	13次防（最終年） 令和4年 6月末
製造業	82	107	111	85	91	47
建設業	41	55	58	51	71	16
陸上貨物運送事業	54	75	63	56	77	26
飲食店	24	26	23	26	27	13
社会福祉施設	45	50	40	53	66	100
小売業	64	69	58	71	79	29
全業種	433	536	466	456	558	302
全業種目標値		428以下	424以下	420以下	415以下	411以下

・第13次労働災害防止推進計画期間中において、1年目から4年目まで全業種の目標数は達成しておらず、本年（最終年）においても前年同期比で大きく増加しており、目標の達成は厳しい状況にある。

平塚労働基準監督署管内における過去10年の労働災害発生状況の推移（休業4日以上）



・過去10年の労働災害発生状況の推移を見ると横這いとも言える状況であるが、直近5年でみると急増している。全業種においては、平成30年（536人）を上回る550人越えを記録しており、業種別でみると、「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」において2年連続（令和2年から令和3年）して大きく増加している状況にあります。

年齢階層別労働災害発生状況（神奈川労働局管内）

（休業4日以上死傷者数、（ ）内数値は死亡者数）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代～	計
H31 (R01)	167	849 (1)	875 (4)	1593 (3)	1832 (10)	1779 (6)	7095 (24)
R02	164 (1)	1004 (2)	1014 (3)	1627 (6)	2044 (9)	1764 (16)	7617 (37)
R03	213 (0)	1263 (3)	1199 (3)	1826 (4)	2254 (12)	1913 (25)	8668 (47)

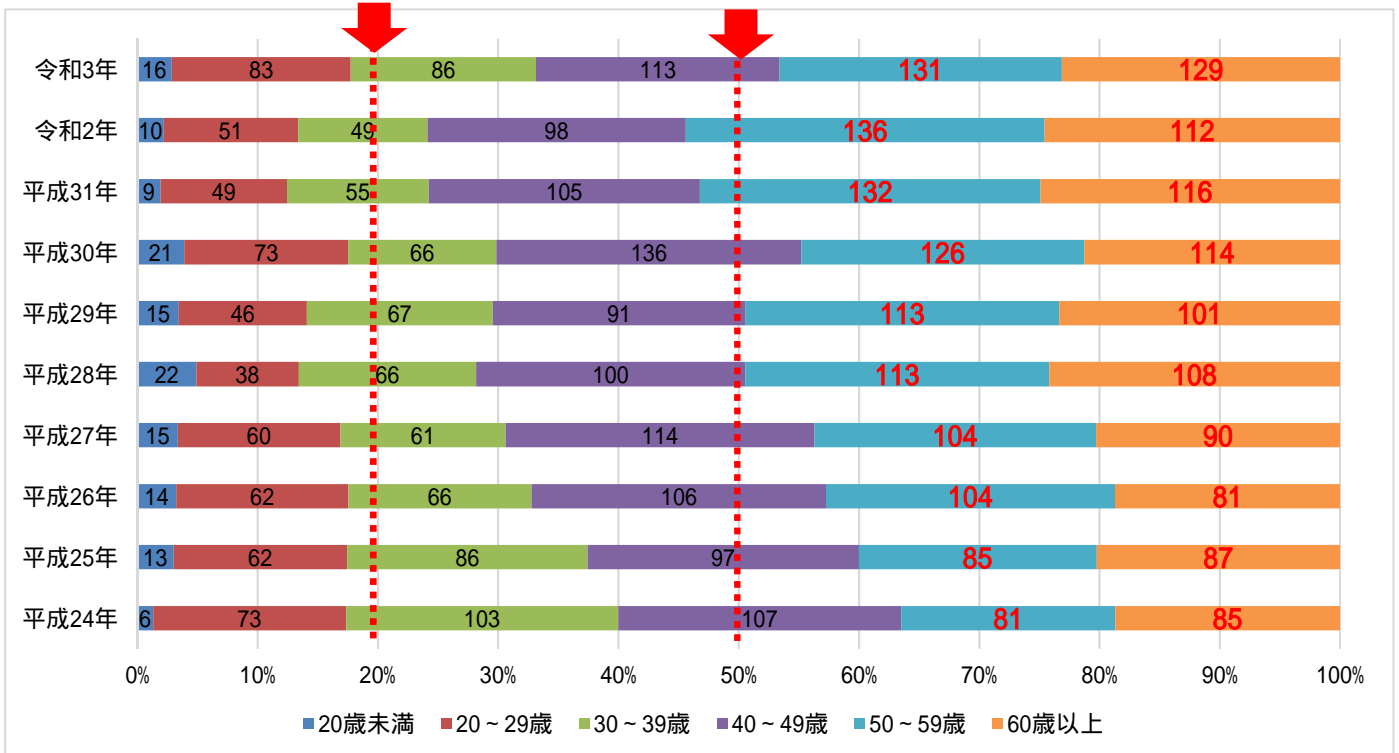
年齢階層別労働災害発生状況（平塚署管内）

（休業4日以上死傷者数、（ ）内数値は死亡者数）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代～	計
H31 (R01)	9	49	55	105	132	116 (1)	466 (1)
R02	10	51	49	98	136 (1)	112 (1)	456 (2)
R03	16	83	86	113	131	129	558

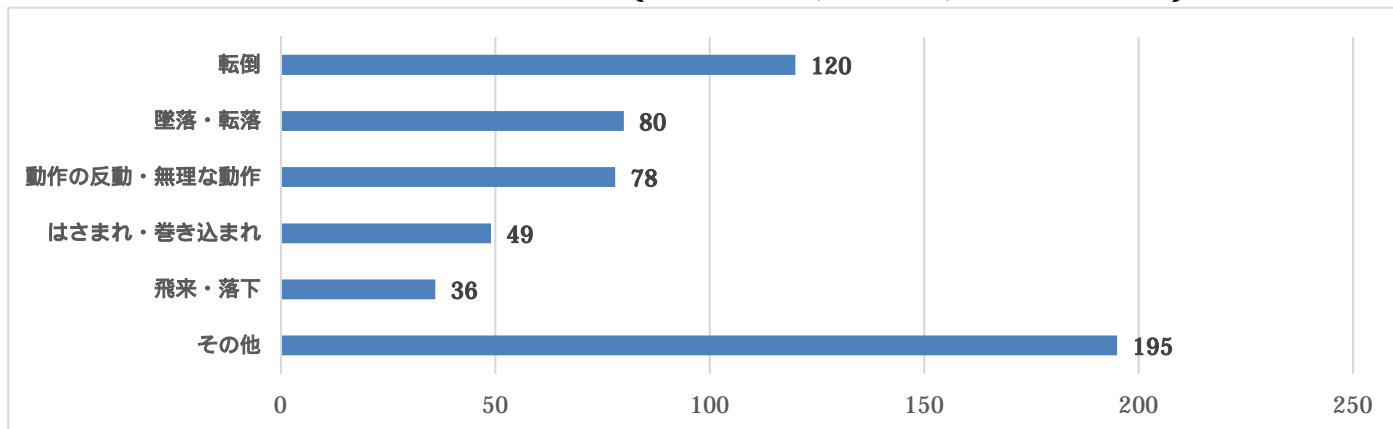
・過去3年の年齢階層別休業災害発生状況を見ると、40代以上の階層で死傷者数の半分近くを占める状況であることがわかります。特に死亡者数の内訳をみると神奈川局内では50歳以上で死亡災害の半数以上を占めており、平塚署管内で発生した死亡災害は全て50代以上という状況です。

平塚署管内における年齢階層別労働災害（休業4日以上）の推移（全産業H24年～R03年）



・平塚署管内で発生した過去10年の年齢階層別労働災害発生状況を見ると、年々高齢労働者の被災割合が増加しており、平成31年以降2年連続で50代以上の割合が5割を超える状況でしたが、昨年（令和3年）は50代以上の割合が3年ぶりに50%を下回りました。ただ、30代の被災割合が急増しています。

令和3年 事故の型別労働災害発生状況（平塚署管内、全産業、休業4日以上）



平塚労働基準監督署管内で令和3年中に発生した労働災害の事故型ワースト3

- ワースト1 転倒 120人
- ワースト2 墜落・転落 80人
- ワースト3 動作の反動・無理な動作 78人

参考（平塚署管内における転倒による労働災害の推移）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
うち商業	18	28	19	24	32
うち保健衛生業	13	15	20	24	22
うち製造業	21	21	15	16	17
上記以外の業種	68	77	61	53	49
合計	120	141	115	117	120

参考（平塚署管内における墜落・転落による労働災害の推移）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
うち運輸交通業	14	12	17	16	23
うち建設業	13	21	26	12	17
うち商業	6	7	9	12	11
上記以外の業種	24	35	30	30	29
合計	57	75	82	70	80

参考（平塚署管内における動作の反動・無理な動作による労働災害の推移）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
うち保健衛生業	29	23	11	18	18
うち運輸交通業	16	17	10	13	15
うち製造業	12	14	17	13	14
上記以外の業種	24	35	23	31	31
合計	81	89	61	75	78

♥♥♥♥♥労働災害を減少させるための5つの心得♥♥♥♥♥

- その一 第三次産業（主にサービス業）・製造業を中心とした**転倒防止対策の徹底** 🏢🏭🏠
- その二 荷役作業・建設・小売業の現場を中心とした**墜落防止対策の徹底** 🏗️🏠🏪
- その三 重量物（介護：人、荷役：荷、製造：製品 など）を取り扱う際の**腰痛予防対策の徹底** 🧑🏻🏭📦
- その四 高齢労働者のための職場環境改善の推進（**エイジフレンドリー**） 👴👵👧👦
- その五 働くすべての人に必要な**安全衛生教育**を徹底 🗣️📄📱

本週間 10月1日から10月7日まで
準備期間 9月1日から9月30日まで

スローガン

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

🏠最近の労働衛生上の課題

- 1 長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進
- 2 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各事業場の実態に即した感染予防対策の徹底と継続
- 3 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進し、増加傾向にある転倒・腰痛災害の予防のため、若年期からの取組を図る
- 4 病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることからガイドラインの周知啓発を含めた企業の意識改革や地域における支援体制の強化を推進
- 5 化学物質による健康障害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施をさらに促進
- 6 石綿によるばく露防止対策の強化を推進

季節的に特に注意を願いたいもの「**熱中症の予防について**」

・全国では熱中症により毎年約20人が亡くなり、約1000人が4日以上休業しています。平塚署管内においては昨年は熱中症による休業4日以上労働災害は発生しておりませんが、今年は梅雨明け直後に1人報告があがっており、例年になく猛暑の夏の予報もあることから油断ができません。

STOP！熱中症クールワークキャンペーンでは4月を準備期間、5月から9月末までをキャンペーン期間としているところです。7月末には各省庁横断的な事務連絡が発出され、熱中症予防対策の更なる強化について協力依頼がなされたところです。今一度、職場における熱中症予防対策の取組事項について確認を願います。

STOP！熱中症
クールワーク
キャンペーン
情報ページ
QRコード



職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため

～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

実施できていれば☑

テレワーク・時差出勤を推進しています。

体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気作っています。

職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスクの徹底など、密にならない工夫を行っています。

休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」

での対策・呼びかけを行っています。

手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

☞厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

チェックリスト
QRコード



転倒災害および動作の反動・無理な動作（いわゆる腰痛）災害の防止について

- ・全産業で最も多く発生している労働災害は「転倒」災害です。
- ・「動作の反動・無理な動作（いわゆる腰痛）」も年々増加しています。
- ・転倒の原因となる「滑り」「つまづき」「踏み外し」の要因を職場から無くすため、リスク管理の実施と作業環境を改善しましょう！
- ・転倒災害や腰痛災害の予防には、設備のバリアフリー化や作業自体の省力化なども有効です。同種災害を防止するためには、働く高齢者に配慮したエイジフレンドリーな職場づくりが重要であることから、高年齢労働者の安全衛生対策をあわせて進めてください。
- ・職場で腰痛災害を予防するためには、「職場における腰痛予防対策指針」の内容に留意し、**作業・作業環境・健康**の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

高年齢労働者の
安全衛生対策
エイジフレンドリー
情報ページ
QRコード



STOP！転倒災害
情報ページ
QRコード



正しい知識で 職場を安全・健康に！

適切な時期に必要な労働者に対して安全衛生教育を行うことが重要です。

・雇入れ時（新入者）教育・作業内容変更時教育・職長教育・特別教育（安衛則36条）など
安全衛生教育不足で発生する災害の大きな要因は

「無知」「無視」「無理」のいわゆる3無い+「過信」です。

「無知」：法律や社内、作業方法などのルールを知らない。また理解していない。

「無視・無理」：定められたルールの存在は知っているものの、作業がやりにくくなるので守らない。

「過信」：「自分に限っては大丈夫」と考え、ルールを守らない。

☞職長教育(能力向上教育)のススメ!!!

製造業で職場(現場)の安全を担うのは職長です。その知識と現場力はベテランと若手職員との技術・技能の伝承と安全文化の継承にも大きく影響します。自社の安全衛生水準や現場生産レベルを大きく向上させるためにも職長教育(能力向上教育)を積極的に実施しましょう！

神奈川労務安全衛生協会平塚支部 において「製造業における職長等に対する能力向上教育」が
令和4年12月20日(火)開催されます。お問い合わせ申し込みは事務局(0463)74-6401まで

正しい玉掛け作業で安全の確保を！

・玉掛け作業中に取り扱う「荷」や「材料」、「玉掛用具」などの「飛来落下」による重篤な災害が発生しています。現場で当該作業を行う際には**玉掛け作業の安全に係るガイドラインが適切に守られているか確認**しましょう。

工場における火災予防について

・作業現場における溶接、溶断作業で生じる火花が断熱材等に燃え移り大規模火災となる例があります。現場での火気取り扱い、特に溶接等の火花等は垂直および水平距離で10m以上飛散し火種となるケースもあります。また高分子材料等はいったん燃え広がると黒煙を伴い、避難経路がわからなくなり結果、火傷や酸欠等に被災するケースがあります。**火災予防の防災シートの養生方法や初期消火や退避の訓練を確実に**行いましょう。

労働者の健康管理の徹底について

・平成31年4月からは働き方関連法による時間外労働の上限規制が導入されていることから、健康管理の観点から**脳心臓疾患予防および精神障害発症予防のためにも労働者の長時間労働抑制に努め**ましょう。

法令改正等（厚生労働省ホームページ、リーフレット等）

2023年4月1日から施行されます。（詳しくは厚生労働省のHP等をご確認ください。）

- ・危険有害な作業を行う事業者は【(1)作業を請け負わせる一人親方等(2)同じ場所で作業を行う労働者以外の人】に対して一定の保護措置が義務付けられます。
- ・職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種が拡大されます。（「食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物）油脂製造業を除く」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」）